

「制度改革」について

1980年以降、実験・実習教育の充実と「実習教員」に対する様々な制限や差別等を一掃しようとしてくみ、1993年までの通算7回、議員立法として国会で『制度改革法案』が審議されました。しかし、解散による廃案をくり返して採決されず、結局成立に至りませんでした。

『制度改革（教諭一元化）法案』とは？

正式名称「学校教育法等一部を改正する法律案」

- ① 学校教育法の改正
「実習助手」を削除し職務規程をなくす。
- ② 高校定数法の改正
教諭と実習助手の定数を合計して一本化する。
- ③ 文科省省令の改正
理科実験および障害児学校の特殊教科担当の教諭免許をあらたに取得できるようにする。
- ④ 関連法案の改正
制度改革にともなう関連法を改正する。
- ⑤ 経過措置
法律成立時に「実習助手」であるものに対し、一定の期間の経過措置をもうける。

というものです。

現在、法案としての上程はされていませんが、実習教員運動の根幹をなすのは、『制度改革（教諭一元化）』の精神です。ぜひ、毎年おこなっている「実験・実習教育の充実と『実習助手』制度改革実現を求める署名」にご協力ください。

実験・実習教育を守るために

最近、実験・実習授業の時間が減る傾向にあるようですが、この背景には、「教育予算の削減」「実習教員の兼務」「座学重視の傾向」など多くの問



題があります。実験・実習を通じた学習により深い知識や幅広い視野を養うことは、真の学力向上に必要なことです。

実習教員の賃金を大幅改善

長年のたたかいによって、全国のほとんどの県の実習教員は、なんらかの形で2級に格付けされる道がつくられています。これによって私たちの賃金は大きく改善されています。しかし近年、全国的に廃止あるいは格付け時期を遅らせるなどの圧力が強まっています。これをはねのけるため、全国の仲間がたたかっています。



2級格付けのための、単位認定講習開催、格付けの基準などは各県でまちまちです。詳しくは各県組織までお問い合わせください。

あなたの力が必要です！

今ある権利や待遇はだまっけて得られたものではありません。全国の仲間が連帯してたたかい改善させた結果です。

「なにもいわなければなにも変わりません！」
みなさんの加入を心からお待ちしています。

あなたも私たちの仲間に

私たちは、実験・実習教育の充実と、全国12,000人の実習教員の待遇改善のために運動しています。



全日本教職員組合
実習教員部

〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1
全国教育文化会館

TEL : 03(5211)0123 FAX : 03(5211)0124

E-mail : jikkyo@educas.jp

実験・実習教育の充実と「制度改革」

全国的に、教育予算や定員の削減など実習教員のおかれた状況は深刻です。また「授業に出て指導をしているのに評価に加われない」「部活を中心的な立場で指導しているのに試合に引率できない」など、多くの矛盾と問題をかかえています。このような問題の解決をめざし、「実験・実習教育の充実と『実習助手』制度改革」をもとめとりくんでいます。

職名について

「実習助手」という職名は、正式な名称でありながら学校現場において矛盾や差別などさまざまな問題をもたらしています。『制度改革』が進展しない中、それらを改善するため、各県組織のとりくみにより「実習教員」などの呼称が多く多くの県で使用できるようになりました。また、わたしたちとの交渉の中で文科省も「各県で呼称としてつけることに問題ない」「各県で使用する呼称については、現行制度上では違法とは考えていない」と答弁しています。

----- きりとり -----

() 組合加入届

氏名	
勤務校	
連絡先	

いまこそ憲法を守り生かそう！

安倍政権は、教育勅語の容認、共謀罪法案の審議強行、沖縄新基地建設の強行、憲法審査会の開催等、民意を無視した暴走を続けています。

対して「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」と野党4党による政策意見交換会の開催等、国民的共同が前進しています。

わたしたちは、憲法を守る運動をすすめ、子ども一人ひとりを人間として大切に育てる、憲法どおりの教育を実現するために今後もとりくんでいきます。

「70年前、絶対に戦争はしない」と決めた戦後日本の原点をこれからも大切にして、子どもたちに憲法9条を渡していきましょう。

実習教員の職務って？

学校教育法 60 条 4 項に「実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける」と記されています。これをもとに実習教員が補助的な業務に押し込められることがあります。しかし、この「助ける」は「教頭は校長を助け」「助教諭は教諭を助け」などと同じ「助ける」であり、実験実習教育の効果を向上させるものです。「実習助手」だけが補助的業務という論法は成り立ちません。また、わたしたちとの交渉の中で文科省も、実習教員について「生徒の指導を行うことは職務規程に違反しないものである」との認識を明らかにしています。

全国の仲間との楽しい学習交流 「実習教員全国学習交流集会」

毎年、実習教員全国学習交流集会（2013年度までは教研集会）を開催しています。実践を持ち寄り、学習と交流を深めています。「実験・実習を通し科学的な学習をしてほしい」という願いから、生徒が興味を持ってとりくめるよう研究しています。

2016年度の集会では、高校・障害児学校から62名の参加のもと、「どの子にもわかりやすい実験実習をめざして」をスローガンに「教育予算・子ども達の貧困と格差の問題」と「実習教員の力量向上と待遇改善の問題」「実習教員の定数と兼務の問題」を集会の柱として、これまでとりくんだ「憲法が生かされる学校教育、実験・実習教育の実現」について、実践報告と熱心な意見交換が行われました。一方、分科会では実習教員が抱える問題は山積していますが、全国的に情報交換をおこない、連帯と協同を強める必要性を再認識できた交流集会となりました。また、昨年で3回目となる障害児教育の分科会では、多くの参加者が日頃の問題点などについて意見交換を行ないました。

講演では『安倍政権』の現在と私たちの課題」と題して名古屋大学の愛敬浩二教授が講演され、参院選の結果を鑑み、選挙後の憲法改正動向を学び、憲法9条の重要性が強調され、私たち主権者自ら、憲法改悪を許さない国民合意を広げるとりくみの大切さが語られました。